

令和元年11月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和元年11月20日開会

丸亀市農業委員会

令和元年 11月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和元年11月20日(水) 午前9時30分～午前10時35分

開催場所 丸亀市役所 本館2階第3会議室

出席委員 44人

農業委員 15人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 西山 敏彦 | 5. 本田 昌司 | 9. 久米 彰義 | 14. 大林 伸嘉 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 鈴木 茂昌 | 10. 岩崎 道彦 | 15. 大林 孝行 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 下川 洋志 | 11. 松岡 繁 | 16. 宮岡 里美 |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收 | |

農地利用最適化推進委員 29人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 高木 千年 | 9. 河井 茂雄 | 17. 増田 澄 | 26. 古川 正人 |
| 2. 田村 元良 | 10. 大林 春樹 | 18. 籾岡 正一 | 27. 近藤 秀行 |
| 3. 田中 義啓 | 11. 三木 徹 | 19. 喜來 聖則 | 28. 誥石 泰弘 |
| 4. 大西 亘 | 12. 寒川 弘 | 21. 津郷 憲一 | 29. 滝 壽義 |
| 5. 佐藤 勝彦 | 13. 尾松 英二 | 22. 小路 敏弘 | 30. 鎌田 光男 |
| 6. 坂井 清照 | 14. 松原 正春 | 23. 入屋 岩義 | |
| 7. 内田 久夫 | 15. 山地 正詞 | 24. 小林 繁 | |
| 8. 多田 輝美 | 16. 岡原 徹 | 25. 株屋根 明 | |

欠席委員 2人

農業委員 1人

13. 村山 英臣

農地利用最適化推進委員 1人

20. 宮本 政信

農業委員会事務局出席者

事務局長 長法 秀樹
事務局次長 小西 裕幸
主査 中山 弘美
主査 岩崎 正英
副主任 山根 大雅

議事日程

農政に関する議題

1. その他

報告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

土地に関する議題

- 議案第65号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第66号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第67号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第68号 農用地利用集積計画の決定について
議案第69号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について
議案第70号 許可後の事業計画変更申請について
議案第71号 転用を目的とする競売買受適格証明願について
議案第72号 土地改良事業の非農用地区域の設定について

報告

- 報告第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について
報告第23号 許可申請の取下願について

{令和元年11月丸亀市農業委員会定例総会議事録} 午前9時30分 開会

●事務局長（長法秀樹君） おはようございます。それでは開会に先立ちまして、お手元にお配りしてあります資料の確認をいたします。総会の次第（裏面に農家相談の開催結果を記載）です。それと令和2年度農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見、これは農業会議が県に提出したものです。そちらと1枚紙の会長の意見をまとめたもの、それと2020年のカレンダーをお手元にお配りしてあります。不足がありましたら、申し出てください。それでは恒例の活動記録簿の確認です。本日の総会出席をご記入いただくとともに、前回から本日までの運営活動について記入してください。それでは携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定してください。それではただ今から令和元年度11月定例総会を開会いたします。会長よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） あらためまして、おはようございます。麦蒔きも始まりまして、何かと、お忙しい中、今月の総会にご出席をいただきまして、どうもありがとうございました。今月の6日に岡山県での視察研修たくさんの方のご出席をいただきまして、どうもありがとうございました。農事組合法人赤田営農センターというところに行ったのですが、組合長が発想を豊かなユニークな方でして、楽しいお話がたくさん聞けました。その中で、組合長がしゃべったことで、記憶に残っているのを控えてきました。赤田営農センターでは残業は無し。年間85日の休みがあって年1回は従業員と一緒に海外旅行もしている。それから売り上げは1億1000万円で税金を3割とられ、いろいろ引かれて、純利益は3000万円だということでした。職員の給与は年俸で500万円、自分の給料は市長より多いとそんな話をしております。しかし、補助金がほとんどで、補助金をいかに上手に使うかということで、今の農業というのは補助金なしには成り立たないと、そういうお話もしておりました。美作の山の中ですから、イノシシそれからシカ、シカは2mの柵をしないと荒らされるということで香川県の丸亀で農業をしたいという冗談を言っておりました。農業のやり方によったらおもしろい農業ができるんだなと感じたところです。しかしながら、日本の農業、また香川県の農業をずっと支えてきたのは家族農業でして、これからもずっと持続的にやっていけるのは中小の家族、兼業家族農業でないかと私は思っております。先月の28日に香川県農業会議から農地等利用に関する改善意見の提出を知事あてに行いました。知事は出てきませんが、農政水産部長とそれから次長が3人と全ての課長がご出席をいただいております。農業会議は会長と副会長2名と監事とあとは私が中讃地域の代表として出席をしました。小豆島から小豆島の会長が出席をしておりました。そういうことで、そこへ先ほど局長からお話がありましたように、令和2年度改善意見書というのをお手元にお配りしていますので、これにつきましては、時間のあるときに、県としてはこういうことを提案している、要望しているということをご覧

になってください。そのあとで、皆さんから意見をということで、意見交換会がありましたので、私の方からお願いをしたメモを皆さんのお手元にお配りしております。せっかくですから、私の思いも含めてこういうことを部長に要望したということを知っていただきたいと思います。今から読みますが、中讃地域を代表して地域の実態と要望を申し上げたいと思います。県においては、さまざまな施策を展開していただき、ありがとうございます。しかしながら、中讃地域を走っていると、黄色い花をつけたセイタカアワダチソウが生えている荒廃農地がだんだん増加しているように感じております。それを裏づけるように、丸亀市が農家を対象にした意向調査によれば、5年以内に農業経営を止めるというのが36.4%、10年以内と答えた人が59.4%います。実に6割の農家が止めたいと言っています。でこのまま放置すると、地域農業、農村は崩壊してしまいます。まさに危機的な状況になっていると思っています。この離農した人の農地をどうしていくのかと、いわゆる担い手と言われる認定農業者や集落営農は現状の農地での経営が精一杯で新しく引き受ける余力は、もうほとんどありません。なぜ農家が止めると言っているのか。それは香川県農業を支えている家族農業、とりわけ稲作農家のほとんどが赤字経営で、再生産できないからです。農政局の香川支局で香川の米の生産費用を聞いてきました。それによりますと、米の生産費は10アール当たり17万6600円です。一方、収入は農協へ販売しますと、60キログラム1万2500円、8俵できたとして10万円です。収入の10万円から経費の17万6600円を引きますと、7万6600円の赤字になります。ボランティアで農業するのも、もう限界です。耕作放棄か自分一代で農業を止めようということだと思います。これは現在の農政、いわゆる大規模化や効率化が産業としての農業政策に偏った政策の弊害が出ているのだと私は思っております。特に香川県のようなため池を中心にした地域での大規模化はもう限界にきています。このような赤字経営を解消しないと、人・農地プランをつくるにしても、引き受け手をつくるのは容易ではありません。国民の食料を生産するための農地を守り、農業の持つ多面的機能を維持していくためには、現在がんばっておられる農家が離農しないでもいい政策、再生産ができる農政への転換しかないと思っております。そこで要望をいたします。1つ目は香川県としても集落営農や法人化という国の大規模化政策の方針に偏ることなく、現在がんばっている小規模農家、家族農業にも寄り添っていただき、離農しなくても、再生産できる政策と支援をお願いしたいと思います。2つ目は県の財政では厳しいと思いますので、前段で申し上げましたような家族農業の大切さと農業・農家の危機的な状況、国の機関や代議士に、あらゆる機会をとらえて要請をしていただきたいと思います。以上よろしく申し上げます。そういう私の思いを述べさせていただきました。また参考にしていただけたらと思います。それから、アンケート調査、農家の意向調査について、用紙をお渡しするというような方向で進んでいたのですが、電算の関係で印刷が間に合わないということで1か月延びるというお話を事務局長からお聞きしました。あとで詳しく局長から説明

をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、議事に入ります。本日の出席委員は16名中15名でして、過半数の方が出席されていますので、総会が成立しておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、1番委員の西山敏彦さん、2番委員の宮武雅毅さんをお願いいたします。それでは農政に関する議題に入りたいと思えます。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。事前に配布してあります総会次第をご覧ください。まず農政に関する議題ですが、あらかじめ想定した議題にはありませんが、先ほど会長からお話しいただきましたアンケート調査について、少し予定が変わったことにつきましてご説明させていただきます。報告ですが、定例農家相談会の開催結果を報告いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 事務局長からお願いします。

●事務局長（長法秀樹君） 農地の利用意向調査を今月の総会でアンケート調査をお配りして、12月から個別訪問等でアンケートをとっていただくということで、事務の方を進めておりましたが、リストをつくる際に想定してなかったエラーがたくさん出まして、うまくリストが作成できないということで、印刷ができるように、リストの作成を見直ししておるところです。でき次第、配布の準備にかかる予定ですが、12月の総会で説明できるように、今後、準備を進めてまいります。なお、12月の総会につきましては、そのあと会を予定していますので、荷物にならないよう、配布方法については考えております。それで前回の総会で、その回収の目処を年度末ということでお願いしておりました。こういった事情で予定が遅れますので、期間については、リストのでき上がりぐらいも見て、また少し延ばす、また個別で、事情によってお話を伺った上で、期間の設定をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） この件について、ご質問がありましたら、お願いします。次の案件をお願いします。

●事務局長（長法秀樹君） もう1点、皆さんにお諮りしたいことがありまして、全国農業会議所から令和元年台風第19号災害に伴う義援金募集の案内がありました。以前から、東日本震災でありますとか、熊本地震、昨年の西日本豪雨災害等でそれぞれ募金の案内があった際、皆さんにお諮りして募金をしております。今回につきましても台風19号災害ということで東日本、関東、中部あたりで多くの農地に災害があつて、農家がたくさん被害に遭われているということで、全国農業会議所から募集がありました。これにつきましても、従前の募集と同等、例年2万5000円を募金しております。それについて、皆さんのご同意をいただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 災害の募金について、事務局より事務局長から提案がございます。提案どおりにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) それでは報告連絡事項に移ります。1番の定例農家相談会の開催結果の報告をお願いします。

●事務局長(長法秀樹君) 失礼いたします。それでは次第の裏面をご覧ください。前回の定例農家相談会の開催経過です。飯山市民総合センター開催分は10月28日月曜日、村山副会長、本庁開催分は11月5日火曜日石井委員、綾歌市民総合センター開催分は11月11日月曜日平池委員で、それぞれ行いましたが、相談はいずれの会場でもありませんでした。続いて、次回の農家相談会の開催予定です。飯山市民総合センターにつきましては、11月27日水曜日大林伸嘉委員で、市役所本庁開催分につきましては、12月5日木曜日本田委員で、綾歌市民総合センター開催分につきましては、12月10日火曜日に岩崎委員の担当で、それぞれ午前9時から正午までとなっています。担当の委員につきましては、「農家相談の手引」をお持ちの上、相談に乗っていただくよう、よろしく願いいたします。

●会長(松岡繁君) ただいまの報告につきまして、ご質問はありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) 無いようです。そのほかに事務局ありませんか。

●事務局長(長法秀樹君) 今月8日に、垂水コミュニティセンターにおきまして農家との意見交換会を開催しました。地元の下川委員、また、寒川委員、尾松委員3名のご協力のもと、開催いたしまして、地元農政協力委員11人のうち8名の出席をいただきまして、それぞれ地区の問題点や農政について、ご意見をいただきまして、活発な意見交換会になったと思っております。今後の農業委員会活動の参考にしようと思っております。また残る1地区につきまして、いろいろ日程についても、ご要望いただいておりますが、事務局の方で調整がつかなく、伸びております。改めて日程調整をお願いしたいと考えておりますので、その際はよろしく願いいたします。

●会長(松岡繁君) それでは、以上で報告事項を終わります。続いて農地に関する議題に移ります。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長(長法秀樹君) 失礼いたします。それでは土地に関する議題について提案させていただきます。

議案第65号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第66号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第67号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第68号 農地利用集積計画の決定について

議案第69号 農地利用配分計画(案)の意見聴取について

議案第70号 許可後の事業計画変更申請について

議案第71号 転用を目的とする競売買受適格証明願について

議案第72号 土地改良事業の非農用地区域の設定について

報告といたしまして、

報告第21号農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第22号農地法第18条第6項の規定による通知確認について

報告第23号許可申請の取下願についてとなっています。ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長(松岡繁君) それでは議案第65号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長(小西裕幸君) 失礼いたします。事前に送付いたしました議案の1ページをお開きください。座って説明いたします。位置図と一緒に、ご審議、よろしくお願いいたします。議案第65号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は5件です。

1番、柞原町・・・面積396.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2番、川西町北・・・面積21.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、自作地相互の交換で、譲受人へ所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

3番、綾歌町岡田上・・・面積10.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

4番、綾歌町岡田上・・・合計面積3,147.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻、野菜を作付けする計画が提出されています。

5番、綾歌町岡田西・・・面積133.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で低生産地の当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で野菜と果樹を作付けする計画が提出されています。

以上5件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況などから、耕作の事業に供さ

れる農地の全てを効率的に利用できると思込まれる全部効率利用要件、また作業に従事すると思込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法3条第2項の各号の禁止要項には該当しない、または適用されないため、許可相当と考えております。ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質問等がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） それでは採決をいたします。議案第65号「農地法第3条第1項の許可申請について」各案件を許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。ご異議も無いようでありますので、議案第65号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」5件は原案のとおり許可することに決定いたしました。次に、議案第66号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 2ページをお開きください。議案第66号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は4件です。

1番、土器町西一丁目・・・合計面積908.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地は昭和32年頃から母屋などが建っており、長年に渡り宅地として利用してきました。今回、財産の整理を行っていたところ、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、道路の一部として利用している・・・番と併せて、無断転用の解消を図り、引き続き宅地と道路として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における所有地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、飯山町東坂元・・・合計面積817.87㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地は平成10年頃に農地の一部を造成し、庭及び住宅への進入路として利用してきました。今回、当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、その無断転用の解消を図り、引き続き庭と宅地への進入路として利用するものです。申請地は、第一種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

3番、飯山町東坂元・・・合計面積590.04㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地は平成9年頃に宅地の一部として利用してきましたが、今回、当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、第一種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

4番、飯山町東坂元・・・合計面積485.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に共同住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、第一種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

以上4件、申請があった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適切であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件の支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明は終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、採決をいたします。議案第66号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」各案件を、許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議無いようですので、議案第66号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」4件は許可相当として、委員会意見書添付のうえ、県へ進達する事といたします。次に、議案第67号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 3ページをお開きください。議案第67号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は10件です。

1番、津森町・・・合計面積1,362.20㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃借権の権利設定を行い、現在、農業用倉庫として利用している建物を屋内車庫に転用し、また、有限会社・・・が所有する賃貸住宅の駐車場が不足しているため、その駐車場として造成整備を図るものです。申請地は、第一種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

2番、田村町・・・合計面積2,384.91㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、分譲住宅8棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えま

す。

3番、田村町・・・合計面積1,499.91㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、分譲住宅4棟、車庫2棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4番、田村町・・・合計面積9,954.98㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃借権の権利設定を行い、駐車場の造成整備を図るものです。これは、申請地東側店舗の賃借予定者より来客用駐車場の拡張要望があったためです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5番、土器町西一丁目・・・面積810.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、太陽光発電パネル3基と引込柱1本の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番、土器町西五丁目・・・合計面積1,312.36㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、宅地分譲5区画の造成整備を図るものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

7番、土器町東一丁目・・・面積262.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、宅地分譲1区画の造成整備を図るものです。申請地は、第一種低層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

8番、土器町東四丁目・・・合計面積1,191.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃借権の権利設定を行い、資材置場の造成整備を図るものですが、申請地は平成27年頃から・・・が資材置場として利用しており、当該地について農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、その無断転用の解消を図り、引き続き資材置場として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9番、綾歌町岡田下・・・面積1,100.00㎡【議案読み上げ】この案件は、所有権移転を行い、太陽光発電パネル5基、引込柱1本の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10番、綾歌町富熊・・・合計面積34,608.52㎡【議案読み上げ】この案件は、使用貸借権の権利設定を

行い、土砂採取および建設残土埋立による農地造成を行います。現地は、綾歌町富熊から綾川町小野にまたがる地域で、全体34,608.52㎡のうち綾歌分は3,536.59㎡です。申請地南側において林地開発事業を実施し、申請地も事業地に編入します。申請地のうち、西側部分は管理道および調整池用地とし、東側部分は畑地を造成予定です。申請地は農用地区域内農地で、第2種農地に区分されますが、令和2年1月10日から令和4年12月31日まで3年間の一時転用であり、転用できるものと考えます。

11番、飯山町東坂元・・・合計面積485.00㎡【議案読み上げ】この案件は、所有権移転を行い、共同住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、第一種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

以上11件、申請があった案件につきましては転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件の支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いと考えます。ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。その中で整理番号1番の案件につきましては、推進委員3番の田中委員に関する事項ですので、農業委員議事参与の制限に準じまして、3番田中委員の退席をお願いいたします。それでは議案第67号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、整理番号1番を議題といたします。ご質問等がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にありませんか。無いようですので、採決いたします。議案第67号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち整理番号1番について、許可相当として委員会意見書を添付のうえ県へ進達することについてご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、本案件につきましては整理番号1番1件につきましては許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。3番田中推進委員の入室を許可いたします。それでは続きまして議案第67号のうち残り10件を議題といたします。それではこれより質疑に入りますが、何かご質問等ありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、採決をいたします。議案第67号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」整理番号2番から11番の10件について、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、議案第67号農地法第5条許可申請10件につきましては、許可相当として、委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。続きまして、議案第68号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 5ページをお開きください。議案第68号「農用地利用集積計画の決定について」です。議案第68号は、5ページから26ページにかけて記載しております。賃借権、使用貸借権など従来の集積計画です。申請件数98件、筆数243筆、面積218,937.48㎡の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画は行うものです。詳細は表のとおりです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであり、問題は無いものと考えます。ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） よろしいですか。ご異議ないようでありますので、議案第68号「農用地利用集積計画の決定について」、98の各案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。次に議案第69号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 27ページをお開きください。議案第69号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」です。議案第69号は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく、農用地利用配分計画（案）に対する農業委員会の意見聴取です。詳細は、27ページから32ページに記載のとおりです。53筆の機構から認定農業者への貸付であります。配分計画案としては、要件を満たしているものであり、問題は無いものと考えます。以上、ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） ただいまの説明に対し、ご質問、ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご異議ないようでありますので、議案第69号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」は農業委員会として意義のない旨、回答いたします。次に、議案第70号「許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 33ページをお開きください。議案第70号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は2件です。

1番、田村町・・・合計面積8,434.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成29年9月29日、店舗の建築整備を行う計画で、農地法第5条の許可を受けておりましたが、造成工事完了検査済証の受領が遅れ、建築用資材の調達や着工も遅れ、工事完了予定日を超過したため、工期延長の申請を行うものです。また、貸店舗の賃借予定者から駐車場拡張の要望があり、隣接地を転

用して事業地に編入するもので、新たに・・・番 839 m²を追加し、工期を当初計画の平成 29 年 9 月 29 日から平成 30 年 4 月 30 日までを、令和 2 年 3 月 31 日まで、1 年 11 か月延長して、店舗建設の完了を図りたいと申請がありました。

2 番、飯山町川原・・・合計面積 3,679.31 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和元年 8 月 27 日、土砂採取後、農地造成を行う計画で、令和 4 年 8 月 26 日までの一時転用で 5 条許可を受けていましたが、事業地に至る道路の幅員が狭く、大型車両の通行が困難であるため、東側のうちの一部を借り受けて一時的に進入路として事業編入するもので、・・・番の 71.63 m²と・・・番の 26.62 m²を進入路として変更申請するものです。ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対しご質問等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようでありますので、議案第 70 号「許可後の事業計画変更申請」2 件につきましては、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達する事といたします。続いて、議案第 71 号「転用を目的とする競売買受適格証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 36 ページをお開きください。議案第 71 号「転用を目的とする競売適格証明願について」です。案件は 2 件です。

1 番、柞原町・・・面積 376.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、申請地は宅地化が進んでいる地域であり、交通の便も良く、学校までの距離等も考え、分譲住宅を建築し販売する転用を目的とする競売買受適格証明です。該当地の立地基準は、用途地域の指定は無く、農用地区域外であり、第 2 種農地に区分されます。競売の内容は、期間入札、令和元年・・・から令和元年・・・、所感裁判所高松地方裁判所、競売事件名令和元年（ケ）・・・号、農地区分については適当であり、また、一般基準についても適切であることから県処分により証明することに問題はないものと考えております。

2 番、柞原町・・・面積 376.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、申請地は国道 11 号に面しており、交通の便が良く、近隣は大型商業施設などが多い地域であり、需要が見込まれるので購入し、貸事務所として利用する予定の転用を目的とする競売買受適格証明です。該当地の立地基準は、用途地域の指定は無く、農用地区域外であり、第 2 種農地に区分されます。競売の内容は、期間入札、令和元年・・・から令和元年・・・、所感裁判所高松地方裁判所、競売事件名令和元年（ケ）・・・号、農地区分については適当であり、また、一般基準についても適切であることから県処分

により証明することに問題はないものと考えております。以上2件、ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対し、ご質問等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようでありますので、議案第71号「転用を目的とする競売買受適格証明願2件につきましては、原案どおり、県処分相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。次に、議案第72号「土地改良事業の非農用地区域の設定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 37ページをお開きください。議案第72号「土地改良事業の非農地区域の設定について」です。案件は1件です。

申請地が、綾歌町栗熊西・・・の地先水路、面積3.89㎡のうち3.19㎡【議案読み上げ】この案件については、37ページから43ページに記載のとおりで、・・・地区農業基盤整備促進事業区域内にある申請地を、・・・自治会集会場駐車場として利用するために、非農用地として設定するものですが、当初、平成27年議案第77号の申請では、・・・番の雑種地128㎡の内10㎡を・・・番の山林523㎡の内6.65㎡と水路3.35㎡を足して10㎡と交換して区画整形し、駐車場にする計画でしたが、今回、計画を変更し、・・・番の雑種地3.89㎡の内3.19㎡と・・・番地先の水路3.19㎡を好感し、非農用地として設定し区画整形して駐車場に利用するものです。農用地の位置、面積、その他、特に問題は無いと考えます。ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対し、ご質問等はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）特に無いようでありますので、議案第72号「土地改良事業の非農用地区域の設定について」は、異議の無い旨、回答いたします。

それでは報告事項に入ります。報告第21号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第22号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、報告第23号「許可申請の取下願について」を、一括して事務局から報告をいたします。

●事務局次長（小西裕幸君） 44ページをお開きください。報告第21号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、農地を適正かつ効率的に利用するため、相続等で農地の権利移動があった際に届け出るものであります。案件は4件です。

1番、田村町・・・合計面積1,540.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成30年11月16日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

2番、三条町・・・合計面積3,534.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成31年2月28日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望があり、農業法人の紹介を考えています。45ページをお開きください。

3番、土器町西二丁目・・・合計面積5,264.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成30年11月12日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

4番、土器町西二丁目・・・合計面積1,610.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成30年11月12日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

それでは、46ページをお開きください。報告第22号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は1件です。

1番、綾歌町栗熊西・・・面積1,577.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の設定がされていましたが、本人耕作のため、離作補償無く合意解約するものです。それでは47ページをお開きください。報告第23号「許可申請の取下願について」であります。報告は1件です。

1番、津森町・・・合計面積2,133.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成31年2月の第7号議案で、宅地分譲用地10区画の造成整備を行う計画で、農地法第5条第1項の規定による許可を受けていましたが、転用計画の中止のため、令和元年10月15日付で取下の申請を行うものです。以上、報告第21号から23号を報告いたしました。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告事項について、ご質問等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようでございますので、以上で報告第21号から第23号の報告事項を終わります。以上で11月の定例総会での議案審議ならびに報告事項は全て終了しました。少し早く終わりましたが、皆さんの方で何かありませんか。別にないようですので、これをもって閉会といたします。お疲れ様でした。

●事務局長（長法秀樹君） それでは、事務局の方から、事務連絡をいたします。まず来月の定例農業委員会ですが、開催日程は12月20日金曜日午後3時からとなっております。場所は、この会場、本館2階第3会議室となっております。次に現地調査です。12月の締切日が5日となっておりますので、現地調査は9日月曜日に行う予定です。関係委員には6日に連絡いたしますので、予定を空けておいてください。委員研修にご参加の方で、清算書にまだ押印していない方がいらっしゃいましたら、後ほど事務局の方に申し出てく

ださい。また、忘年会出欠届をまだ提出していない方も事務局に提出してください。以上で終わります。お疲れ様でした。

(10時35分終了)